

# ほうじん さかけこ



発行所

酒田市中町二丁目4番1号

社団法人 酒田法人会

TEL 26-4772 FAX 26-4788

URL <http://www.3.ocn.ne.jp/~s.houzin>

E-mail [s.houzin@jeans.ocn.ne.jp](mailto:s.houzin@jeans.ocn.ne.jp)

● あたらしい時代の経営者へ 法人会 ●

## 社団法人酒田法人会 第30回通常総会

# 平成23年度事業方針決まる!!

去る5月24日(火)午後2時からベルナール酒田を会場に、当会第30回通常総会が開催されました。社団化設立30周年を迎える年であり、且つ又、「特例民法法人」から「公益社団法人」を目指す節目の年として、委任状含めた891名の会員の参加を得て、付議された議案は提案通り可決・承認され、今年度の事業方針が確定いたしました。(別掲)

総会に先立って、3月11日に勃発した東日本震災の犠牲となられた方々に哀悼の意を込めて、全員で黙祷を捧げました。

前田会長は、冒頭の挨拶の中で、当会の30年の歴史と全国でも高い組織率を維持していることに触れ、改めて当会の位置づけと果たすべき役割について、考えようと訴えました。とりわけ、大震災が

ら2ヶ月半の経過の中で、海に面した当地・酒田の備えと、被災地の復興に役立つ立地条件を生かし、原発事故の収束を含め、長期的展望に立つた取組みが必要で、地域の絆・結束の強弱が問われると言及しました。

また、懸案の「公益法人」を目指す取り組みは、結果として県内で先陣を切ることになったと報告し、会員各位の変わらぬ協力を強く求めました。

恒例となっております議事に先立っての表彰式は、永年勤続功労役員表彰(7名)・会員増強運動功労者表彰(2名)及び研修会等事業推進者表彰(5名)が行われ、表彰楯と記念品が贈られました。(別掲)

今年度の課題は、「平成23年度事業方針の骨子」(別掲)の通りであります。

今年度は任期満了に伴う役員(理事・監事)の改選の年に当たり、新任理事5名を含め、理事37名(1名減員)・監事2名が選任されました。引続き前田会長を陣頭に、新定款に備えての副会長5名の新体制で新たなスタートを切ることにしました。

総会終了後、公開の記念講演会が開催されました。講師には慶応大学大学院教授でテレビ討論でお馴染みの岸 博幸氏を招き、「政治の混迷と日本経済の展望」と題して講演頂きました。(別掲)



挨拶する前田会長

### 功 労 表 彰 を 受けられた皆さん!!

(敬称略)

#### 1) 永年勤続功労役員表彰

- 鈴木 良博 ㈱みなと
- 林 有一郎 林建設工業㈱
- 石井 幸 ㈱石井製作所
- 羽田 久夫 羽田スクリーン印刷㈱
- 秋野 明 酒田海陸運送㈱
- 池田 求 ㈱千代田
- 那須 良太 ㈱共栄建材

#### 2) 会員増強運動功労者表彰

- 池田 求 ㈱千代田
- 五十嵐 亮 日新開発㈱

#### 3) 研修会等事業推進者表彰

- 高見 稔 ㈱両羽
- 小野木靖子 ㈱大商
- 阿部多治哉 ㈱あけぼの運輸
- 芳賀 吉徳 キューブワン情報㈱
- 八幡 康廣 ㈱ヤハタ美研



表 彰 式

# 平成23年度 事業方針の骨子

—— 第30回通常総会にて可決・承認された内容をご報告致します ——



今年度は、「特例民法法人」として、これまで準備してきた「公益社団法人」への移行を目指す年度であり、認定後には新生「法人会」として新たなスタートの年となります。従って、当会の今年度の基本方針は、

新公益法人法に適合すべく事業内容の検証と公益性比率の拡大を目指す

組織基盤の整備充実に努め、加入率の維持・向上を図る

こととします。

## 公益認定に向けたスケジュール

「特例民法法人」から「公益社団法人」への移行につき、改めて今年通常総会に付議・決議され、「定款の変更の案」（別掲）の承認を得て、本格的に申請に向けた手続きが開始されました。順調にいけば、7月中旬に申請を行い年内に認定に漕ぎ着け、設立登記を果たしたいと考えます。明年からは新定款での運営となります。

## 税制改正に向けた提言・要望

昨年より、政府の税制改正要望の取り纏め方法が変更になり、各省庁の行う税制改正要望の受付も、インターネットで広く公募する方法が採られております。これに呼応して公益財団法人になったばかりの全法連としても、提言活動の前倒しを図っております。

当会としても、東日本大震災という国難の最中であって、中小企業の活力が国の基盤であるとの認識にたつて、提言活動に取り組んでいきます。

## 税務行政の円滑化に協力

当会の公益事業の柱である「国政の健全な運営の確保に資することを目的とする」事業として、国税のみならず県・市の電子化施策に協力する立場で、啓蒙活動を継続しつつ、環境整備に努めていきます。課題としては、会員（法人）の従業員（個人）へのe-Tax利用促進にも、注力するとともに、e-Tax講習会も検討実施したいと考えます。

## 税知識・実務の修得と社会貢献

定例の決算法人説明会（5回）・新設法人説明会（2回）・年末調整説明会（2回）をはじめ年間計画に沿って税務当局と連携して実施する実務研修会等は会員ニーズに応える他、内容によっては一般公開で広く参加を呼びかけ、社会貢献に繋がっていきます。

また、「出前租税教室」は今年度



会場風景

5年目を迎え、6月に市内4小学校（若浜・泉・黒森・東平田）にて実施致しました。更に、今年度の「税を考える週間」（11/11～17）の記念事業は、社団化設立30周年行事と合わせた開催とし、地元酒田出身オペラ歌手「砂川直子コンサート」として、開催に向けた準備を進めており、昨年度に引き続き総務・広報委員会と青年部会・女性部会を中心に一致協力して広く一般市民の参加を募ることとしております。

合わせて、組織規模に見合つて要請が寄せられております「公共キヤンペーン」に対しても積極的に協力していくこととします。

## 組織強化と基盤整備

組織強化の取組は、最重要課題であります。今年度も組織委員会・地区役員会を中心に方針を定め、広く会員の協力を得て人的ネットワークの構築に努めて参ります。

「地区懇談会」の開催や、地域商工会との共催事業も軌道に乗りつつ

あり、継続した取組が大切となっております。

「定款の変更の案」検討の過程で、新たに副会長を5人体制とし、関連する規程の整備を図りながら、新法の趣旨に沿った基盤整備を行って参ります。

また、会員交流の活性化も視野に、総会以外での会員交流の場としての「新年の集い」も継続開催するものとし、新規企画も検討していくこととします。

## ホームページの充実と情報発信

会報「ほうじん」の他、当会の情報発信と会員とのコミュニケーションの場として、今年度はホームページを拡充し、その積極活用に向けていきます。具体的には、会員のホームページ登録数を増やし、相互通信の可能な環境の設定を目指します。

また、昨年度当会ホームページ上に開設した「セミナーオンデマンド」は会員サービスの一環としての活用、他、会員以外のアクセスもあり、その効用を検証していきます。

## 会員福利厚生取組

法人会会員のメリットの二つに、全法連と保険三社（大同生命・AIU・アフラック）とが開発した福利厚生制度があります。経営者大型保障制度の昨年度の保険支払状況は約2億5千万円と高額で、その有用性は確かなものがあります。新たに、中小企業向け「貸倒保証制度」を導入し、企業経営支援の一助となればと考えます。



## 平成23・24年度役員体制決まる!!

## ① 本部役員 (理事・監事)

役 職	氏 名	法 人 名
会 長	前 田 直 己	前 田 製 管 (株)
副 会 長	弦 巻 伸	(株) 弦 巻
"	大 滝 健 二	(有) 木 村 屋
"	滝 井 宗 一	(株) 滝 井 商 店
"	後 藤 毅	荘 内 証 券 (株)
"	平 野 宣	(株) 平 野 新 聞 舗
理 事	上 林 直 樹	(株) 上 林 鉄 工 所
"	大 井 誠 一 郎	大 井 建 設 (株)
"	佐 藤 悌 夫	(株) 日 東 軽 金
"	和 島 公	せ ん じ ん 商 事 (株)
"	小 林 元 雄	荘 内 振 興 (株)
"	畠 中 昭 治	日 之 出 石 油 (株)
"	石 井 幸	(株) 石 井 製 作 所
"	羽 田 久 夫	羽 田 ス ク リ ー ン 印 刷 (株)
"	池 田 求	(株) 千 代 田
"	高 橋 幸 雄	(株) 丸 高
"	上 野 重 征	(株) ユ ー テ ッ ク
"	阿 部 孝 志	阿 部 建 設 (株)
"	加 藤 聡	加 藤 総 業 (株)
"	西 村 慶 治	西 村 鉄 工 (株)
"	加 賀 谷 勝 也	(株) メ ッ ク カ ガ ヤ
"	佐 々 木 雅 晴	菊 勇 (株)
"	大 場 弥 市	大 場 建 設 (株)
"	井 上 義 裕	(株) 新 和 設 備
"	大 野 省 太 郎	東 北 東 ソ ー 化 学 (株)
"	鈴 木 信 次	酒 田 共 同 火 力 発 電 (株)
"	鈴 木 豊 章	(株) 庄 内 ク ボ タ
"	池 田 健 一	(株) ふ と ん の 池 田
"	今 野 博	(株) サ カ タ フ ー ズ
"	新 田 嘉 七	(株) 平 田 牧 場
"	齋 藤 博 紀	(株) 齋 藤 農 機 製 作 所
"	池 田 一 喜	松 山 観 光 バ ス (株)
"	川 口 千 晴	(株) み な と
"	秋 山 伊 佐 雄	酒 田 天 然 瓦 斯 (株)
"	庄 司 茂 正	庄 司 建 設 工 業 (株)
"	平 岡 清 康	酒 田 海 陸 運 送 (株)
"	林 浩 一 郎	林 建 設 工 業 (株)
監 事	五 十 嵐 亮	日 新 開 発 (株)
"	土 田 徹	(有) マ ネ ジ メ ン ト サ ポ ー ト

## ② 地区役員 (◎地区長 ○副地区長)

地 区	氏 名	役 職 ・ 法 人 名
北 部	池 田 求	理 事
	大 場 弥 市	理 事
駅 東	伊 與 田 孝	守 屋 機 工 (株)
	佐 藤 清 和	(有) チ ャ ン ス
中 央	五 十 嵐 亮	監 事
上	菊 池 恒 夫	(有) 菊 池 菓 子 舗
中 央	齋 藤 俊 一	(株) さ い と う 精 肉 店
下	荒 木 照 夫	(有) 荒 木 米 穀 店
東 部	中 村 穰	ハ ク ヨ ウ 電 気 (株)
	金 内 勝 彦	(株) キ ャ ド ウ イ ン グ

地 区	氏 名	役 職 ・ 法 人 名
南 部	畠 中 昭 治	理 事
	広 瀬 敏 勝	荘 内 防 災 工 業 (株)
	土 門 孝 康	(株) 最 上 部 品
河 南	伊 藤 功	T & 日 本 メ ン テ 開 発 (株)
	須 藤 重 彦	(株) 須 藤 製 作 所
遊 佐	庄 司 茂 正	庄 司 建 設 工 業 (株)
	本 間 知 広	(有) ほ ん ま
八 幡	阿 部 孝 志	理 事
	高 橋 正 幸	八 幡 燃 料 (株)
	小 野 浩 弥	(有) 一 條 製 材 所
松 山	池 田 一 喜	松 山 観 光 バ ス (株)
	渡 邊 辰 雄	(株) 辰 ケ 湯 旅 館
	後 藤 俊	(有) 後 藤 商 店
平 田	今 野 博	サ カ タ フ ー ズ (株)
	佐 藤 達 也	(株) 庄 内 エ コ ポ リ ス
	小 林 健	車 の み ど り (有)

## ③ 委員会委員 (◎委員長 ○副委員長)

委 員 会	氏 名	役 職 ・ 所 属
組 織 委 員 会	弦 巻 伸	副 会 長
	上 林 直 樹	(北 部) 理 事
	高 橋 幸 雄	(駅 東) 理 事
	後 藤 毅	(中 央 上) 理 事
	小 林 元 雄	(中 央 下) 理 事
	佐 藤 悌 夫	(東 部) 理 事
	上 野 重 征	(南 部) 理 事
	加 賀 谷 勝 也	(河 南) 理 事
	庄 司 茂 正	(遊 佐) 理 事
	阿 部 孝 志	(八 幡 ・ 松 山 ・ 平 田) 理 事
税 制 委 員 会	後 藤 毅	副 会 長
	石 井 幸	理 事
	阿 部 孝 志	理 事
	齋 藤 博 樹	理 事
	池 田 順 一	三 水 会
総 務 委 員 会	大 滝 健 二	副 会 長
	佐 々 木 雅 晴	理 事
	池 田 求	理 事
	阿 部 昭	青 年 部 会 ○ B
	齋 藤 英 輔	青 年 部 会 ○ B
	齋 藤 修 一	青 年 部 会
	佐 々 木 聖 子	女 性 部 会
	本 間 洋 子	三 水 会
広 報 委 員 会	滝 井 宗 一	副 会 長
	大 井 誠 一 郎	理 事
	渡 部 博 夫	青 年 部 会 ○ B
	杉 山 道 弘	青 年 部 会
	佐 藤 幸 美	女 性 部 会
Web 化 委 員 会	池 田 信 也	三 水 会
	平 野 宣	副 会 長
	加 藤 聡	理 事
	大 谷 正 樹	青 年 部 会 ○ B
佐 藤 清 人	三 水 会	

# 平成23年度 総合収支予算

自 平成23年 4 月 1 日  
至 平成24年 3 月31日

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>・ 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
(1) 会費収入	11,310,000	11,460,000	△ 150,000	
一般会費収入	10,200,000	10,300,000	△ 100,000	
部会会費収入	1,110,000	1,160,000	△ 50,000	青年・女性部会・三水会会費
(2) 事業収入	2,880,000	2,880,000	0	講習会・事業参加料 等
(3) 助成金収入	6,220,000	6,684,100	△ 464,100	全法連助成金
(4) 雑収入	200,000	201,500	△ 1,500	利子収入等
<b>事業活動収入計</b>	<b>20,610,000</b>	<b>21,225,600</b>	<b>△ 615,600</b>	
<b>2. 事業活動支出</b>				
(1) 事業費	13,560,000	12,488,000	1,072,000	
研修会費	2,720,000	3,020,000	△ 30,000	講師謝礼・会場費 等
社会貢献活動費	300,000	300,000	0	租税教室・公演会 等
広報費	980,000	958,000	22,000	会報・広告 等
会議費	870,000	870,000	0	総会・理事会・委員会 等
会員関係費	550,000	550,000	0	表彰・慶弔・駐車場 等
組織強化費	1,500,000	1,300,000	200,000	組織合同会議・地区役員会等
調査研究費	150,000	120,000	30,000	上部団体研修参加費 等
渉外費	380,000	460,000	△ 80,000	上部団体・他団体会費 等
事業給与費	3,500,000	4,300,000	△ 800,000	事業費相当給与費
福利厚生費	610,000	610,000	0	事業費相当
周年行事事業費	2,000,000	0	2,000,000	30周年記念事業費
(2) 管理費	10,080,000	10,103,500	△ 23,500	
給与費	3,500,000	3,500,000	0	給料・手当
福利厚生費	500,000	500,000	0	法定社会保険料
会議費	1,420,000	1,420,000	0	交流会議費 等
旅費交通費	945,000	960,000	△ 15,000	出張旅費 等
通信費	505,000	516,500	△ 11,500	電話・FAX
消耗品費	220,000	223,000	△ 3,000	事務用消耗品
印刷費	175,000	175,000	0	印刷・コピー代
事務所費	2,400,000	2,400,000	0	事務所賃借料・用力費
租税公課	100,000	100,000	0	法人税 等
雑費	315,000	309,000	6,000	振込手数料 等
<b>事業活動支出計</b>	<b>23,640,000</b>	<b>22,591,500</b>	<b>1,048,500</b>	
<b>事業活動収支差額 A</b>	<b>△ 3,030,000</b>	<b>△ 1,365,900</b>	<b>△ 1,664,100</b>	
<b>・ 投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
特定資産取崩収入	2,500,000	0	2,500,000	
周年行事引当資産取崩収入	2,500,000	0	2,500,000	
退職給付引当資産取崩収入				
<b>2. 投資活動支出</b>				
特定資産取得支出	500,000	500,000	0	
周年行事引当資産取得支出	340,000	153,400	186,600	
退職給付引当資産取得支出	160,000	346,600	△ 186,600	
<b>投資活動収支差額 B</b>	<b>2,000,000</b>	<b>△500,000</b>	<b>2,500,000</b>	
<b>・ 財務活動収支の部</b>				
<b>1. 財務活動収入</b>				
財務活動収入計	0	0	0	
<b>2. 財務活動支出</b>				
財務活動支出計	0	0	0	
<b>財務活動収支差額 C</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>・ 予備費支出 D</b>	<b>230,543</b>	<b>20,260</b>	<b>210,283</b>	
<b>当期収支差額 E (A+B+C-D)</b>	<b>△ 1,260,543</b>	<b>△ 1,886,160</b>	<b>625,617</b>	
<b>前期繰越収支差額 F</b>	<b>1,260,543</b>	<b>1,886,160</b>	<b>△ 625,617</b>	
<b>次期繰越収支差額 E + F</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

# 平成22年度 総合収支計算書

自 平成22年 4 月 1 日  
至 平成23年 3 月31日

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
<b>・ 事業活動収支の部</b>				
<b>1. 事業活動収入</b>				
(1) 会費収入	11,460,000	11,894,000	△ 434,000	
一般会費収入	10,300,000	10,724,000	△ 424,000	
部会会費収入	1,160,000	1,170,000	△ 10,000	青年部会・女性部会・三水会会費
(2) 事業収入	2,880,000	3,021,855	△ 141,855	講習会・行事参加料等
(3) 補助金収入	3,565,800	3,595,800	△ 30,000	全法連・県連補助金
全法連補助金収入	3,315,800	3,345,800	△ 30,000	絵はがきコンクール助成金
県連補助金収入	250,000	250,000	0	
(4) 推進費収入	3,118,300	3,118,300	0	全法連推進費
(5) 雑収入	201,500	285,308	△ 83,808	表彰金・利子収入等
<b>事業活動収入計</b>	<b>21,225,600</b>	<b>21,915,263</b>	<b>△ 689,663</b>	
<b>2. 事業活動支出</b>				
(1) 事業費	12,488,000	12,150,806	337,194	
研修会費	3,020,000	3,095,481	△ 75,481	講師謝礼・会場費等
社会貢献活動費	300,000	300,000	0	租税教室・公演会
広報費	958,000	946,886	11,114	会報・広告等
会議費	870,000	851,829	18,171	総会・理事会・委員会等
会員関係費	550,000	546,768	3,232	表彰・慶弔・駐車場等関係費
組織強化費	1,300,000	1,297,858	2,142	組織合同会議・地区役員会等
調査研究費	120,000	111,000	9,000	上部団体研修参加費等
渉外費	460,000	493,200	△ 33,200	上部団体・他団体会費・共催金等
事業給与費	4,300,000	3,944,677	355,323	事業費相当給与費
福利厚生費	610,000	563,107	46,893	事業費相当
周年行事事業費	0	0	0	
(2) 管理費	10,103,500	9,890,074	213,426	
給与費	3,500,000	3,500,000	0	給料・手当
福利厚生費	500,000	491,225	8,775	法定社会保険料
会議費	1,420,000	1,482,028	△ 62,028	交流会議等
旅費交通費	960,000	869,461	90,539	出張旅費等
通信費	516,500	429,243	87,257	電話・FAX
消耗品費	223,000	153,593	69,407	事務用消耗品
印刷費	175,000	171,503	3,497	印刷・コピー代
事務所費	2,400,000	2,375,646	24,354	事務所賃借料・用力費
租税公課	100,000	116,400	△ 16,400	法人税等
雑費	309,000	300,975	8,025	振込手数料等
<b>事業活動支出計</b>	<b>22,591,500</b>	<b>22,040,880</b>	<b>550,620</b>	
<b>事業活動収支差額 A</b>	<b>△ 1,365,900</b>	<b>△ 125,617</b>	<b>△ 1,240,283</b>	
<b>・ 投資活動収支の部</b>				
<b>1. 投資活動収入</b>				
(1) 特定資産取崩収入	0	0	0	
退職給付引当資産取崩収入	0	0	0	
周年行事引当資産取崩収入	0	0	0	
<b>投資活動収入計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>2. 投資活動支出</b>				
(1) 特定資産取得支出	500,000	500,000	0	
退職給付引当資産取得支出	346,600	346,400	200	
周年行事引当資産取得支出	153,400	153,600	△ 200	
<b>投資活動支出計</b>	<b>500,000</b>	<b>500,000</b>	<b>0</b>	
<b>投資活動収支差額 B</b>	<b>△ 500,000</b>	<b>△ 500,000</b>	<b>0</b>	
<b>・ 財務活動収支の部</b>				
<b>1. 財務活動収入</b>				
財務活動収入計	0	0		
<b>2. 財務活動支出</b>				
財務活動支出計	0	0		
<b>財務活動収支差額 C</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>・ 予備費支出 D</b>	<b>20,260</b>	<b>0</b>	<b>20,260</b>	
<b>当期収支差額 E=A+B+C+(-D)</b>	<b>△ 1,886,160</b>	<b>△ 625,617</b>	<b>△ 1,260,543</b>	
<b>前期繰越収支差額 F</b>	<b>1,886,160</b>	<b>1,886,160</b>	<b>0</b>	
<b>次期繰越収支差額 E + F</b>	<b>0</b>	<b>1,260,543</b>	<b>△ 1,260,543</b>	

## 公益社団法人酒田法人会 「定款の変更の案」

第1章 総 則		
(名 称) (事 務 所)	第1条 第2条	この法人は、公益社団法人酒田法人会（以下、「本会」という。）と称する。 本会の主たる事務所は、山形県酒田市に置く。
第2章 目的及び事業		
(目 的)	第3条	本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。
(事 業)	第4条	本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1) 税務知識の普及と納税意識の高揚を目的とした説明会・講習会・研修会・租税教育等の事業 (2) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (3) 地域企業の健全発展・社会貢献に資する経営支援・地域文化活動等の事業 (4) 会員の交流および会員の福利厚生に資する事業 (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業
第3章 会 員		
(構 成)	第5条	本会は、次の会員をもって構成する。 (1) 正 会 員 酒田税務署管轄内に所在する法人（管内に事業所を有する法人を含む）で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。 (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した法人、法人の事業所または個人とする。
(会員資格 の取得)	第6条	2. 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。 本会の会員となるようとする者は、理事会において別に定める入会届により申し込みをし、その承認を受けなければならない。
(経費の 負担)	第7条	会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。
(任意退会 除 名)	第8条 第9条	会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会決議により当該会員を除名することができる。 (1) この定款、その他の規則に違反したとき (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ったとき (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
(資格喪失)	第10条	2. 前項の除名決議に先立って、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。 また、除名決議がなされたときは、その会員に対し通知するものとする。 前2条の場合の他、会員は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。 (1) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき (2) 総正会員が同意したとき (3) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき 2. 会員が資格喪失しても、既納会費及びその他の拠出金は返還しない。 また、未履行の義務は、これを免れることはできない。
第4章 総 会		
(構 成)	第11条	総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも全ての正会員をもって構成する。 2. 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。
(権 限)	第12条	総会は、次の事項について決議する。 (1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他、法令又はこの定款で定められた事項
(開 催)	第13条	通常総会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。 2. 臨時総会は、必要に応じて随時開催する。
(招 集)	第14条	総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。 2. 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
(議 長)	第15条	総会の議長は、会長がこれに当たる。
(議 決 権)	第16条	総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
(決 議)	第17条	総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数を以て行う。 (1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項
(議 事 録)	第18条	総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。 2. 議長及び出席理事のうちから選出した議事録署名人2名が、前項の議事録に署名又は記名押印する。
第5章 役 員 等		
(役員及び 定数)	第19条	本会に、次の役員を置く。 (1) 理事 30名以上40名以内 (2) 監事 3名以内 2. 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長とし、1名を専務理事とすることができる。
(役員 の選任)	第20条	3. 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
(理事の 職務及び 権限)	第21条	2. 会長・副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。 2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。 3. 副会長は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。 4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の常務を統括する。 5. 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。



(監事の職務及び権限)	第22条	監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
(役員任期)	第23条	2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
(解任報酬等)	第24条 第25条	2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。 3. 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。 理事及び監事を、総会の決議により解任することができる。 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
<b>第 6 章 理 事 会</b>		
(構成)	第26条	本会に、理事会を置く。
(権限)	第27条	2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。
(招集)	第28条	理事会は、次の職務を行う。 (1) 本会の業務執行の決定 (2) 理事の職務の執行の監督 (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職 理事会は、会長が招集する。
(議長)	第29条	2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
(決議)	第30条	理事会の議長は、会長がこれに当る。
(議事録)	第31条	理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものと看做す。 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。 2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
<b>第 7 章 任 意 の 組 織</b>		
(任意の組織)	第32条	本会には、業務の執行に必要な任意の委員会、部会及び地区役員会等を理事会の決議により、置くことができる。 2. 前項の委員会、部会及び地区役員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。
<b>第 8 章 資 産 及 び 会 計</b>		
(事業年度)	第33条	本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
(事業計画及び収支予算)	第34条	本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。 これを変更する場合も同様とする。
(事業報告及び決算)	第35条	2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。 (1) 事業報告書 (2) 事業報告の附属明細書 (3) 貸借対照表 (4) 損益計算書(正味財産増減計算書) (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書 (6) 財産目録 2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。 3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (1) 監査報告書 (2) 理事及び監事の名簿 (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類 (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。
(公益目的取得財産残額の算定)	第36条	
<b>第 9 章 定 款 の 変 更 及 び 解 散 等</b>		
(定款の変更)	第37条	この定款は、総会の決議によって変更することができる。
(解散)	第38条	本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。
(公益認定取消し等に伴う贈与)	第39条	本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
(残余財産の帰属)	第40条	本会が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
<b>第 10 章 事 務 局 等</b>		
(事務局)	第41条	本会の事務を処理するため事務局を設置する。 2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
(公告)	第42条	3. 重要な職員は、理事会の議決を経て会長がこれを任免する。 4. 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見易い場所に掲示する方法により行う。
<b>第 11 章 補 則</b>		
(細則)	第43条	この定款に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
附 則	1.	この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第 1 項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。 2. 本会の最初の会長は、前田 直己とする。 3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第 33 条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

第30回通常総会 記念講演会

「政治の混迷と日本経済の展望」

講師／慶應義塾大学大学院教授 岸 博幸氏



講師に記念講演をお願いしたのは、昨年12月。円高・株安の中、内政・外交ともに懸念材料が山積し、政局の混迷が極まっていた時期で、テレビ討論等で活躍中の講師に、今後の経済展望について分かり易く解説頂くことでお招きした。

ところが、東日本大震災の勃発で、直近の現政権の政治手法に疑問を呈し、地方に在って日本の将来にどう立ち向かうかに触れた内容となりました。

日本経済の見通し

結論的には、当分日本経済は良くならない。大震災の影響は甚大であり、一部のアナリストの言う「復興需要で秋口から良くなる」は疑問。政策の間違いを糾さなければ、5年は厳しいとみるべきである。デフレ15年も継続した中で、国難というべき状況からどう立ち直るかが問われている。

現政権の政策の間違い

大震災から2ヶ月。総括的にみれば、政策決定に間違いがあり、分かり易い2つの事例で検証した

い。即ち、浜岡原発の停止要請と、原子力損害賠償（東電救済）スキームであり、経済に大きな影響があるだけに問題にしたい。

(1) 浜岡原発停止の要請（5/6）は、政治主導の名の下に、官僚排除でなされた典型的な形である。本来、高いノウハウを持つ官僚を使いこなし、正しい決定がなされての政治主導が望ましい姿であることは言を待たない。しかし、現政権のとった行動は違っていて、官僚に依存しつつも、政治家の都合で自分が主役を演じる（官僚を外す）やり方は大いに問題で、事前に必要と多岐に亘る検討がなされたとは考え難い。その結果、電力不足は数年続くと考えられるし、経済成長への影響、とりわけ電力の安定供給なくして企業の海外流出は止められるかが心配である。現状は、東北被災地の電力需要が下がつており、節電で賄える部分もあるが、電力不足は全国に広がる。

もう一つは、「原子力保安院は信用できない」とのメッセージを発したことになる。先に、原子炉事故を受けて緊急安全対策としての調査結果は、「問題なし」との報告に対し、地震確率80%を前提に下した「要請」は、原発を抱えた地元を不安を呼び、今後の定期点検中の原子炉の再稼働にも影響を免れないし、確実に電力不足を来すことになる。

何よりも、今回の中部電力への要請が、法律の根拠なしに行われたことは、行政の安定性を著しく阻害したものと云わざるを得ない。

(2) 損害賠償（東電救済）スキームについては、ビジネス被害が少なくて4兆円、多くて8兆円規模と見積もられる中で、経済産業省・金融庁・財務省・文部科学省の関係省庁の其々の思惑もあつて、東電を存続し、同社の長期返済が基本と決定し、国会に持ち込まれる。結果、確実に電力金は値上げされ、電力不足は継続する見通しとなつて、国民に負担を強いるものとなつていく。工場稼働や家計に与える影響は如何ばかりか懸念される。

一方、東電の資産状況や、原発積立、不透明な人件費等を試算すると、賠償金の半分近くは同社で負担できるとする考え方もある。そもそも、原子力政策は国と電力会社の共同責任で推進されてきたもの。10年以上の法律が係り、正に両者は一体経営となつている筈である。原子力予算として多額の準備金を有し、今年度の予算だけでも2,300億円をもつて、原子力の推進に充てることになつており、今後10年で1兆円は捻出できる。実際、現時点開発に回すことは考え難く、無駄の排除が優先されるべきだ。実験炉もんじゅに220億円の予算となれば、1日当たり6千万円の投入となり、これは賠償に回すべきと考えるし、東電の資産カッターで、料金値上げは不要となる。

今後の方向性

15年も続くデフレ経済を脱却できず、現政権はなお「大きな政府」に拘り、ばらまき予算と増税を指している。国家公務員の10%削減で数千億円。地方公務員合わせ27兆円を考えれば、5兆円は捻出可能であり、安易な増税は反対

だ。電力料金値上げ・消費税増税は、国民の善意に付け込んでいく。このままでは失われた30年になりかねない。被災地（現地）は頑張っている。自治体・警察・消防そして自衛隊と、これに政府の後押しがあれば復興は早まる。「復興基本法」が6月議論では、遅すぎる。今回の大震災で明らかになったことは、現場の力・市民の力が如何に強い力である。大きな政府（中央集権）から、地方分権への方向性を探り、現場の力が生きる方策が求められている。

地方の将来

海外の視る目は日本の可能性、とりわけ地方の良さに関心が高い。欧米の投資ファンドや、中国の富裕層は、日本企業への投資や、地方の土地に対する投資を増やしている。現場の強さ・製造業の技術・労働力の質の高さ等を良く理解していると思われる。また、地方の素晴らしさは、自然環境やホスピタリティーに加え、その文化（多分に食文化）であり、酒田の魅力も十分発揮して欲しい。

大震災を契機に、国の在り方を変えるという発想で、政治の機能不全を糾し、日本の強味を發揮できる体制にもっていくべく、県・市挙げて政府と議論することが必要だ。

平時と違つて、非常時は政治の力の影響は大きい。間違いを糾すのに、地元・民間の力が重要と強調したい。

最後に国難という事態に、既に直接・間接に係つておられると思ふが、直接に係ることで識る肌感覚（価値観の変化）を味わつて欲しい。時代を先取りするには、酒田の将来・日本の将来を考えて、是非自ら係つて身体で感じる思いが大切と考える。

一 H23「税を考える週間」記念公演会 社団化設立30周年記念事業 一

予告!!!

「砂川直子コンサート」

日時：平成23年11月11日(金) 午後6時～

会場：酒田市民会館・希望ホール (入場無料・整理券必要)

酒田在住オペラ歌手 昭和56年 酒田市に生まれる 平成18年 東京音大音楽専攻修士課程卒業 新人デビュー 平成19年 日本イタリア協会 新春特別公演出演 平成20年 酒田希望音楽祭 ソロリサイタル開催 平成22年 第40回イタリア音楽コンクール・シエナ大賞 平成23年 イタリアコルチャーノ市 コンサート出演

\*詳細のご案内は、次回広報配布時(10/1)の予定





# 第18回 青年部会 通常総会

青年部会の通常総会は、さる4月20日(水)に日新開発ビルにて開催されました。

平成22年度は、大谷部会長を中心に、年間計画に基づいて組織的取り組みが徹底され役員会の定期開催と、4委員会の企画・実行で、着実に事業展開が果たされました。

継続事業としての、「出前租税教室」は4年目でもあり、市内小学校の約半数を巡回したところとなり、その実績とともに活動そのものが浸透し、評価されるようになったことで、当会の公益性を高める一助になっていることが実感されました。

佐藤 憲二 青年部会長



◀新入会員の皆さん



▶卒業生皆さん



昨年以上に集客に努めた結果、会場から苦情が来る程の盛況で、成功裡に終えることができました。研修会・会員交流会も参加率高く、所期の目的が達成されたものと考えます。新入会員6名・卒業生7名となりました。今年度は、任期満了に伴う役員改選が行われ、佐藤部会長を中心とした新体制(別掲)でのスタートとなりました。今年度は、3委員会での活動計画となり、会員の拡大に注力することを申し合わせました。

# 第17回 女性部会 通常総会

去る4月26日(火)に、女性部会の通常総会がホテルリッチ&カ

ーデン酒田を会場に開催されました。

昨年度も、4つの委員会を中心に活発な活動が展開され、会員多数の参加を得ることができました。継続テーマと掲げる「酒田を識る」では、国土交通省・酒田港湾事務所長をお招きし、「酒田港の現状と課題」を学び、「食の講習会」では「生活習慣病と日本食」を体験学習しました。また、青年部会と分担実施している「出前租税教室」は好評で、国税庁のYou Tubeにも採りあげられました。更には、村山及び山形法人会・女性部会との交流も図ることができ、活動の幅が広がるものと考えます。



子 公 泉 大 女 性 部 会 長  
今年度は、役員改選の年



に当たり、公益性を意識した事業展開が求められることから、委員会の名称を変更し、新体制(別掲)でスタートを切ることとなりました。

総会終了後の公開講演会では、「江姫と徳川家に学ぶ」と題して、福永雅文氏から示唆に富んだ経営哲学を学びました。

# 平成23年度 三水会 通常総会

毎年恒例の4月例会に合わせた三水会の通常総会が、4月19日(火)に開催されました。

原則毎月第3水曜日を例会とする「年間事業計画」は、経理・税務・財務の専門分野を含めて、労務・営業といった経営課題全般に係る研修の場となっております。それだけに採りあげるテ

ーマも多岐に亘っており、時宜を得た内容になるよう努めました。

先進企業訪問も好評ですし、また従来通り本部共済事業にも積極的に取り組むこととしました。

今年度の役員改選で、代表幹事の交代があり、鈴木啓一郎氏が選任されました。



鈴木啓一郎 代表幹事



## 各 部 会 役 員

よろしくおねがいします

### 青年部会

- 部 会 長 佐藤 憲二 ミナモト電気(株)
- 副 部 会 長 杉山 道弘 (株)荘内印刷
- 齊藤 修一 林建設工業(株)
- 鈴木啓一郎 酒井鈴木工業(株)
- 佐藤 栄司 A・Cコーポレーション(株)

### 女性部会

- 部 会 長 大泉 公子 (株)大泉
- 副 部 会 長 佐々木聖子 (株)サカタマツダ自動車
- 佐藤 幸美 (有)仏壇の佐藤

### 三水会

- 代 表 幹 事 鈴木啓一郎 酒井鈴木工業(株)